

## 令和2年第5回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和2年5月19日、午前10時から、議会会議室において、令和2年第5回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）  
今泉 浩史  
城所 正彦  
澁谷 香織  
杉本 真紀子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎  
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第17号議案  
「令和2年度教育費補正予算（第1号）の提出について」
- (5) 日程第5 第18号議案  
「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (6) 日程第6 第19号議案  
「稲城市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」
- (7) 日程第7 第20号議案  
「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（建築）請負契約の変更について」

- (8) 日程第8 第21号議案  
「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事(電気)請負契約の変更について」
- (9) 日程第9 第22号議案  
「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事(機械)請負契約の変更について」
- (10) 日程第10 報告事項

教 育 長     ただ今から、令和2年第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。  
      なお、本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、  
感染予防を目的に、会議中説明の一部を省略化して進行させていただきたい  
と思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長     ご異議なしと認めます。よって、会議中の説明の一部を省略して進行  
いたします。

      それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいた  
します。前例に従いまして、教育長指名といたしたいと思います。ご異議  
ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長     ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、澁谷委員に  
お願いいたします。

      次に、日程第2「会期の決定」についてをお諮りいたします。本定例会  
の会期を本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長     ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。  
次に、日程第3「教育行政報告」です。

      教育行政報告は、説明員からの説明は省略し、紙面報告とさせていただ  
きます。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長   1 教育委員会後援名義について  
                  2 学校開放事業について

学務課長       1 令和2年4月分不登校による欠席児童・生徒数について  
                  2 令和2年度児童・生徒数、学級数（5月1日現在）について

指導課長       1 担当者事業について  
                  2 推進事業について  
                  3 研修事業について  
                  4 学校訪問事業について

- 5 その他について
- 6 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育活動の振興について
  - 2 芸術文化活動の振興について
  - 3 生涯学習推進事業について
  - 4 学校施設コミュニティ開放事業について
  - 5 放課後子ども教室参加状況について
  - 6 令和2年3月生涯学習課利用統計について

- 学校給食課長
- 1 学校給食共同調理場第一調理場における給食調理等業務委託業者選定委員会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
  - 3 分館の主催行事について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 地域との連携について
  - 6 学校との連携について
  - 7 図書館の利用状況(令和2年4月)について

教 育 長 次 に、日程第4 第17号議案「令和2年度教育費補正予算（第1号）の提出について」、日程第5 第18号議案「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、日程第6 第19号議案「稲城市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第7 第20号議案「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（建築）請負契約の変更について」、日程第8 第21号議案「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（電気）請負契約の変更について」及び日程第9 第22号議案「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（機械）請負契約の変更について」を議題といたします。

第17号議案は予算案件、第18号議案、第20号議案、第21号議案及び第22号議案は議会提出案件、第19号議案は議会提出に付随する案件であることから、秘密会といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第17号議案から第22号議案までは秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第17号議案から第22号議案までは秘密会)

---

秘密会議録は別紙

---

(これにて第17号議案から第22号議案までの秘密会は終了)

( 暫時休憩 )

※退室した職員と傍聴者が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第17号議案「令和2年度教育費補正予算（第1号）の提出について」採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第18号議案「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第19号議案「稲城市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第20号議案「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工

事（建築）請負契約の変更について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第21号議案「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（電気）請負契約の変更について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第22号議案「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（機械）請負契約の変更について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 報告事項です。本日の報告事項は3件です。

まず、報告事項1「新型コロナウイルス感染症の対策に係る教育委員会の対応について」を教育総務課長より、説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、報告事項1、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応について、ご報告いたします。

なお、5月6日期限であったものを5月31日まで期限を延長したものに つきましては、右側のほうに★印をつけておりますのでよろしくお願 いたします。

まず、1、教育委員会全体でございます。

（1）新規対応事業でございます。①職員の2交代制勤務体制の実施、こちらは4月13日（月曜日）から5月31日（日曜日）までとしております。

2、教育総務課関係でございます。

（1）中止・休止事業。①学校体育施設開放事業の中止でございます。こちらは、屋内体育施設（学校体育館及びクラブハウス）につきましては、

3月30日（月曜日）から5月31日（日曜日）まで。屋外体育施設（学校校庭）につきましては、4月4日（土曜日）から5月31日（日曜日）までを中止しております。

3、学務課関係でございます。

（1）変更事業。①平成31年度給食費還付事務でございます。3月分の給食費の還付を実施しています。それから、②定期健康診断の実施日程について、医師会と調整を実施。

4、指導課関係でございます。

（1）中止・休止事業。①稲城市立小・中学校全校臨時休業、4月6日（月曜日）から5月31日（日曜日）まで。②教育センター（中央教育相談室）臨時休業、4月10日（金曜日）から5月31日（日曜日）まで。なお、一部電話相談は実施中でございます。

（2）新規対応事業。①稲城市立小学校全校における第1学年から第3学年までの児童の預かり事業。4月20日（月曜日）から5月31日（日曜日）まで臨時休止。ただし、仕事等で児童の預かりが必要な場合は実施しております。

②各学校による課題配布日決定。5月11日（月曜日）から、各学校で、週1回学年単位を基本として、分散及び時差により感染症拡大防止に努めた上で、短時間で課題等の配布・回収を実施。

2 ページ目をご覧ください。5、生涯学習課関係でございます。

（1）中止・休止事業。①文化センター（公民館）臨時休業、3月31日（火曜日）から5月31日（日曜日）まで。②郷土資料室臨時休館、4月8日（水曜日）から5月31日（日曜日）まで。③ICカレッジ講座、4月から9月までの6カ月の講座でございます。一般教養講座、コーラスやお茶の講座等は中止。プロフェッサー講座、iプラザで行う2講座を中止でございます。

（2）変更事業。①放課後子ども教室（対象は小学校1年生から6年生までの登録者）。4月20日（月曜日）から5月31日（日曜日）まで利用自粛。ただし、保護者が仕事で不在のため居場所がない1年生から3年生に限り受け入れを実施。こちらについては感染症感染拡大防止を強化するため4年生から6年生の利用は自粛要請をしています。

②iプラザ利用自粛要請。3月4日（水曜日）から5月31日（日曜日）まで。iプラザ新規受付停止、3月28日（土曜日）から5月31日（日曜日）まで。

③ICカレッジ講座、4月から9月までの6カ月講座。一般教養講座6カ月講座を3カ月講座に変更。こちらは7月から9月までとなります。

6、学校給食課関係でございます。

（1）中止・休止事業。①学校臨時休業に伴う学校給食の提供中止。4月8日（水曜日）から5月29日（金曜日）まで。

(2) 新規対応事業。①学校給食の提供中止に係る、食材の停止及び支払い等について納品業者への確認及び協議。5月7日(木曜日)から予定していた分)。②学校臨時休業対策費補助金を活用した3月給食食材費の支払いに係る事務。

7、図書館課関係。

(1) 中止・休止事業。①図書館全館、城山体験学習館、臨時休館、3月29日(木曜日)から5月31日(日曜日)まで。

以上でございます。

教育長 以上で、報告事項1「新型コロナウイルス感染症の対策に係る教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 詳しい説明をありがとうございました。全体を通して中止あるいは休止の事業についてのご説明が中心でした。これは市民、そして子どもたち、職員の方々の安全確保を最優先に考えられたこととして、最適の判断をされたと受け取っております。その上で、やはり教育委員会というのは、市民の信託を受けて何を担っているところかということを考えますと、市民、そして子どもたちの学びの保証ということを担当している部署です。その視点に立った上で、各課で市民や子どもたちの学びの保証、学びを止めない、また、安全確保、心身の健康の確認確保、そういった視点から何か休止になった上でしていることということがありましたら、各課からのご説明を聞きたいと思います。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 教育総務課の事業でございますが、屋内体育施設(学校体育館、クラブハウス)、それから屋外体育施設(学校校庭)の施設開放を中止しております。こちらにつきましては、感染拡大防止のため休止をとっております。現在、こちらの代替措置としての対応は特にはない状況でございます。

また、教育総務課関係では東京都市教育長会、26市の教育長が集まりまして、諸問題に対応しているところでございます。こちらの中で学校休業中の様々な問題につきまして、東京都に質問状や要求を出したりするような対応をしております。

教育長 じゃあ、続けて。指導課長。

指導課長 指導課から3点ご報告いたします。

1点目は、4月28日事務連絡で各市内小・中学校長に宛てた文書の中に、

今後教育活動が再開された際のシミュレーション表を作成し、事前に配布しております。これを基に学校が再開した場合には、こういった形で学校再開していただきたいというものを既に通知しております。

2点目が、令和2年5月7日事務連絡で出した通知でございますが、連休明けからの緊急事態宣言延長に伴い、子どもたちへの課題配付日を設定いたしました。こちら、週に1回程度分散、時差の対応をとって各学校で課題を配付し、また出したものを回収するというものについての依頼でございます。

最後、3点目ですが、令和2年5月13日事務連絡で出しましたが、各学校で動画の作成、そしてそれを各小中学校のホームページに載せるというものについての例示をこちらから示したところでございます。現在、各小・中学校でその作成に当たり日々研究をしている次第でございます。

教育長 図書館課長。

図書館課長 まずは、人命の尊重を最優先し、感染拡大を防ぐ対策を図った上で、こうした状況下で実行できるものも何かあるのではないかと探りました。

図書館として発信したことといたしましては、稲城市動画チャンネルへの投稿、こちらについては稲城の昔ばなし紙芝居を2作品ほど掲げました。また、図書館ツイッター「おうちでどうぞ」では、在宅で楽しめる情報を発信しております。さらには、図書館ホームページ、ツイッター、フェイスブック等で幼児のお子さんでもできるような図書館マスコットの塗り絵を掲示しました。

学校との連携といたしまして学級文庫、放課後子ども教室への団体貸出、児童クラブへの団体貸出等を実施してございます。

なお、先ほど申し上げました動画につきましては、5月17日の読売新聞の多摩版の、様々な地域の図書館の取組というところで、稲城市が動画をアップしていますという記事を掲載していただいたところでございます。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課から報告申し上げます。

まず、安全確保のためということで、公民館では、3密を防ぐという意味で、予約された団体の方には事情を話して、それぞれ中央公民館は288件、第二公民館では95件、第三公民館では45件、第四公民館では105件、城山公民館では55件、キャンセルまたは振り替えのお願いをいたしました。

そして、安全確保のために再開に向けた準備ということで、受付窓口には飛沫感染防止としてのビニールシートを設置して、あるいはマスク着用、あるいは消毒の徹底ということを今後に向けて、再開に向けての準備を図

っているところでございます。

また、学びの保証というところで、放課後子ども教室では、子どもたちに、なぜ今こういう形になっているのかということをお話して、必ず各教室の指導員が説明をして、そうならないために今このように教室自体をソーシャルディスタンスで間隔を空けて椅子を配置し、あるいは独り遊びをしているということをお話して、一応それは理解を得られたということです。そして、独り遊びとして何が出来るかということで、それぞれの指導員が子どもたちがある程度落ち着いてきている時間を見計らって、いわゆる独り遊び用のクラフト工作とか塗り絵を作ったり、あるいはそれに向けた材料の準備ということで空き箱回収とか、そういうことに向けて準備を図って、来た子どもたちには独り遊びの徹底ということを見せていただいたと報告を受けております。

教育長 次は。学校給食課長。

学校給食課長 学びのところということではありませんが、学校の再開に合わせて給食も提供できるように、調理場では清掃等の準備は念入りに行っているところでございます。

あと、7月の献立ももう立て始めて、業者とは7月の給食が、もし夏休み期間が短くなって学校が長くなったときの調整も併せて行っているところでございます。

教育長 学務課長。

学務課長 学務課では、就学援助の事務につきまして、学校休校ではありますが、始業式及び入学式のときに適切な案内をして、例年どおりの申請件数を受けております。就学に困難の状態の家庭に対しては、適切な支援ができるよう、例年並みに、交代勤務の体制ではありますが、準備を整え、一緒に準備しているところでございます。

教育長 全員ですかね。杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。それぞれの課がその課本来の職務をこういった状況の中でも全うできるように、様々な工夫をされ丁寧な対応をされているということが、よく分かりました。本当、お疲れさまでございます。

今、お話をいただいたところから2点だけちょっと質問させてください。

1点目は教育総務課ですけれど、東京都に要望等を集約して提出しているというご説明をいただきました。その要望というのが市民や保護者からの課題、意識などを集約しているのか。また、その課題、要望をつくるに

当たっての、どういったところから、今、保護者の方から情報収集しているかと伺いましたけれども、それも含めてこの要望をつくるための具体的な項目はどういった形で情報収集、集約しているかについて聞かせてください。

もう1点、指導課ですけれど、学習面での工夫は動画等も学校に例示しているという大変画期的な取組をされているということも伺いましたけれども、もう一つはやはり、子どもたちの心身の状況ですね。特に家庭の状況等が心配なお子さん等についての情報収集、把握、また対応について何か学校に指示していること、学校で取り組んでいることを、分かっていることがありましたら教えてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 教育総務課の東京都市教育長会の関係でございますが、具体的には先週、東京都に質問書をお送りいたしました。その内容につきましては、今、臨時休業が公立学校では5月31日までで、6月1日からは再開できるようになったと思いますが、それに当たり、各保護者ではないと思いますが、各市の教育委員会で今後抱える学校再開に向けての課題ですとか不明点につきまして質問を募りまして、それを集約して東京都に質問状として出していく、そんな形で取組を行っております。

教育長 続いて、指導課長。

指導課長 子どもの心身の状況を把握する上で取り組んでいることとしましては、先ほどご説明いたしました課題配付の際に、子どもたちの表情や身体の様子などをしっかり観察することを、教員のほうで取り組んでいます。

また、課題を取りに来られないご家庭もあるので、そういった場合には教員がそれぞれの家庭に行き配付してくる。そのときにドア口の様子を見てきたり、また定期的に電話で各家庭に連絡をとったり、そういったことを取り組んでおります。

また、学校によっては、地域を巡回することによって子どもたちが在宅しておらず、外に出ているなどもしっかりと把握しているという報告も挙がってきております。

最後に、子ども家庭支援センターとの定期的な連絡を取り合いながら、各学校にも、子ども家庭支援センターに入った情報については共有していただくようにしております。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

教育総務課長には、市がどんなふうに集約しているかということで伺ってしまいましたが、ただ、されていることの趣旨からいきますと、近隣の市の情報を基にして東京都に要望を出されているという道筋なのだなということは理解いたしました。ここからは意見ですけれど、そのような取組をしていることを生かしていただいて、それぞれの周辺の市での課題となっていることも本市ではどうかという視点を持って、まず市民にも、そのところは教育総務課としても様々な課の課題等も集約しながら対応していただければと思います。

指導課長、よく分かりました。本当に学校の先生方を励ましてあげていただきたいと思います。お疲れさまでございます。

教育長 ほかに。城所委員。

城所委員 教育センター関係で、行政報告の報告を見ますと相談件数が14件ということで、教育センター自体も休業していたというので、電話での対応はありましたということでした。聞きたいことが2点ありまして、1点は、電話での相談がこの行政報告の14件に当たるのか、それで、その休業期間中に代替として相談を受け付けたところがあったのかどうなのか、それをお聞きしたいです。

教育長 指導課長。

指導課長 行政報告にありました教育センターの相談件数の14件につきましては、いずれも電話での相談の件数です。それについて、特段の配慮といいますと、来場を控えていただき、電話に絞ったというところに対応させていただいた点でございます。

あともう1点、教育センターが休業中に代替として何か対策を講じたことはあったかということについては、特に、代替的な対応は取ってはおりません。

教育長 教育指導担当部長。

教育指導担当部長 ちょっと補足いたします。センターでの相談自体は閉めてはいますが、電話相談は基本的に受け付けられるような体制を現在取っています。教育相談室では、定期的に相談を受け付けていて、予約をとって面談をするということも続けているのですが、相手方に連絡をして日時をずらしていただく対応で、来所いただく形は今、ストップをかけているだけでございます。来所はしなくても予約が入っている時間帯で電話相談で実施というこ

とであればそれはこの中の数字に入っていると思います。

なお、中央相談室は閉所して電話相談のみを受けております。電話相談はふれんど平尾に転送する形で受けております。

教育長 城所委員。

城所委員 分かりました。ということは休業期間中に緊急性、重要性のある案件はなかったという理解でよろしいでしょうか。

教育指導担当部長 基本的に電話で受けており、対応は全部しております。

城所委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかに。よろしいですか。

(なし)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項2「令和4年度以降の成人式における実施年齢の考え方について」、生涯学習課長より説明をお願いいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長 令和4年度以降の成人式における実施年齢の考え方についてご報告申し上げます。

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げとなることを受けて、今後の市の考え方をまとめましたのでご報告いたします。

実施年齢は20歳といたしました。また、実施時期は1月を予定しております。

理由といたしまして、成年となる18歳に成人式を実施することは、民法に基づき成年となったことを祝う一つの節目につながることであります。しかしながら、民法で定められた成年年齢を成人式の実施年齢とした場合、開催時期が18歳にとって将来の進路等を決める大事な時期と重なることから出席率の低下やそのことに伴う経済的な影響も懸念されます。

そこで令和4年度に成年となる対象者にアンケートによる意向調査を行いましたので、その調査結果と近隣5市の新聞報道等で公表された実施年齢の決定もふまえて市としての考え方をまとめました。

次に、アンケートによる意向調査についてでございます。アンケートは、実施時期、令和2年4月13日（月曜日）から4月24日（金曜日）までを行いました。対象者は、令和4年度に18歳・19歳・20歳となる成年、2,825人。令和2年4月1日現在の人数でございます。そして、回答件数は、1,155

件。回答率といたしましては41%ございました。

続きまして、調査結果は別添のとおりでございます。1ページ目をおめくりいただき、裏面をご覧ください。アンケートによる意向調査の結果についてご説明申し上げます。

まず、質問1、何歳で成人式を行いたい。これに対し、回答内容は全回答1,155件のうち20歳を希望したのが1,031件。全体の89%ございました。次に、18歳を希望したのが78件。全体の7%。そして、その他に回答しましたのが46件。これは全体の4%。その他の理由の中で一部抜粋してご紹介しますと、成人年齢がちょうど19歳となったその年で行いたいという理由が多くございました。

また、1,155件のうち、令和4年度に18歳となる対象者のみ444件の回答内訳をご紹介します。

下の20歳を希望したのが391件。これは全体の88%でございました。また、18歳を希望したのが44件。これは全体の10%でございました。そして、その他に回答したのが9件。これは全体の2%でした。これは一部抜粋をいたしますと、18歳・20歳どちらでもいいという回答がほとんどでございました。

以下、質問2以降につきましては記載のとおりでございます。

最後にもう一度1ページ目を戻っていただきまして、今後の対応といたしまして、20歳を対象とした式典を継続する方向で進める一方、式典の名称については検討してまいります。

また、民法改正をふまえて、成年年齢を達した一つの節目として18歳に対しても与えられる法律上の権限や義務をお知らせするなど大人としての自覚や心構えなどを伝える取り組みを検討してまいりたいと思います。

これで生涯学習課からのご報告を終わります。

教育長 以上で、報告事項2「令和4年度以降の成人式における実施年齢の考え方について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。今泉委員。

今泉委員 質問です。今回このようなアンケートを取って、こういった結果が出てきたということ踏まえた上で今後のスケジュール的にはどのように考えていくのかということについて教えてください。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今後のスケジュール、対応についてでございますが、また今後式典の名称も恐らく変わる必要性が出てくると思いますので、それを内部で決めるかあるいは公募によるものとするか、これは今後決定方法につきましても

検討してまいりたいと思います。また、民法改正によって18歳に対しても今後、何らかのメッセージを送るなどのことを検討してまいりたいと思います。

教育長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、例えば18歳で何かしらを行います、20歳で旧成人式のようなものを行いますとなった場合、その辺のアナウンスをいつ頃までに行おうかという部分を、日程としてのスケジュール感というのがもし今のところの考えがあれば教えてください。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 説明不足で大変申し訳ございませんでした。まず、今月の5月25日に福祉文教委員会にてご報告を申し上げます。そして今回のアンケートの結果を来月「ひろば」の中でも公表するところでございます。そして、それを見据えて今後、年度内には方向性を考えていきたいと思っております。

また、令和5年1月に行うときのことを考えてまた令和3年度にいろいろ検討してまいりたいと思っております。

教育長 今泉委員。

今泉委員 大丈夫だと思いますが、ぎりぎりでのご案内になってしまうとかわいそうだなと。結局行けないよという子も出てきてしまうのではないかと、多分この一発目の18歳の子は今回卒業式も難しかった時期の子と重なるのかなという部分もあるので、その辺りも含めていろいろ検討していただければと思います。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 質問というより、意見として受け止めていただければと思います。

この報告事項で、大変丁寧なアンケートを取り、考察されたと受け止めましたけれど、この理由について、18歳にすると将来の進路を決める大事な時期であり出席率の低下、経済的な影響も懸念されるという、マイナス的な発想から18歳じゃないほうがいいと決めたと読み取れます。

そもそも成人式って何のためにあるのか、なぜ生涯学習課で行うのか、その起点というか、根本に立ち返ったところでの論議的な積み重ねで前向きな理由の構成も発信も必要かなと思っております。

生涯学習課は人間の、生涯における学習、学びの継続を所管する課であ

り、その課がなぜ20歳という節目の成人式を通例として所管しているのか。生涯学習という視点の中で、成人式というのがどういう意味を持っているのか、今までの20歳で行ってきた成人式が稲城としてどんな意義があり、価値があり、だからここで成人が18歳からになるけれども、あえて20歳でやるという、そういった理由というのも、何か皆さんで協議して考えていただきたいと思います。以上です。意見です。

教育長 ほかに。

(なし)

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項3「新調理場給食調理等業務委託の事業者選定結果について」を学校給食課長より、説明をお願いいたします。学校給食課長。

学校給食課長 報告事項3になります。新調理場給食調理等業務委託の事業者選定結果についてご説明をさせていただきます。

学校給食共同調理場第一調理場の建替移転に係る新調理場の給食調理等の業務の民間委託について、稲城市立学校給食共同調理場第一調理場における給食調理等業務委託業者選定委員会におきまして、公募型プロポーザルにより、最優秀提案者を決定いたしましたので報告をさせていただきます。

1、公募型プロポーザルによる最優秀提案者等の決定について。第3回選定委員会におきまして、各事業者におけるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、最優秀提案者及び次点提案者を決定いたしました。

最優秀提案者につきましては、評価点が一番高かった日本国民食株式会社でございます。評価点につきましては、審査項目として大きく8項目、全21項目に分けておりまして、それぞれ点数化しております。選定委員が事業者ごとにそれぞれ点数をつけまして、その積み上げを合計し、平均点が200点満点中168.91点となっております。

また、2番目に合計平均が高かった次点提案者が株式会社ジーエスエフでございます。

次に、2、これまでの経緯についてでございます。令和元年12月に第1回の選定委員会を開催しまして、令和2年2月21日に公募開始、参加申込書の提出締切を2月27日とし、結果として4事業者の申込みがございました。その後、第2回の選定委員会で参加資格審査を行い、4業者とも通過をしております。企画提案書の提出締切を3月25日としまして、3月30日に第3回の選定委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答を行いました。選定委員会の評価結果を踏まえまして、4月27日に教育長決裁にて

事業者を決定しているところでございます。

最後に3、今後のスケジュールでございます。令和2年6月議会におきまして、補正予算計上いたしまして、7月に契約に係る指名業者選定委員会にかけます。その結果が8月下旬頃に決まりますので、9月の契約の締結をする予定でございます。令和3年2月から委託業者による履行を開始しまして、これが新調理場にて準備を始めるという形でございます。そして令和3年4月から新調理場を稼働するといったスケジュールを想定しております。

学校給食課の説明は以上でございます。

教 育 長 以上で、報告事項3「新調理場給食調理等業務委託の事業者選定結果について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。澁谷委員。

澁谷委員 それでは、申込状況について。最終的に日本国民食株式会社が決まったことは分かるのですが、最初の申込みは4事業者だったわけですね。その後参加資格の審査があって、最終的にどれだけの会社がプレゼンをし、その結果こうだったということをもう少し詳しく教えていただけますか。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 おっしゃるとおり、申込みは4事業者ございました。参加資格の審査が、4事業者全てとおりましたので、そのまま次のプレゼンテーション及びヒアリングも4事業者が提出をしまして、プレゼンテーションも4事業者行っております。それで最終的に一番点数が高かったところが最優秀提案者という形で決めさせていただきました。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 ありがとうございます。どれだけ最後に残っていたのかを伺いましたが、その4業者の中の順番でこうなったという形ですね。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 最初の申込みがあった4事業者が最後のプレゼンテーションまで行って、4事業者の中から選んだという形でございます。

澁谷委員 ありがとうございます。

教 育 長    ほかに。

( な し )

教 育 長    ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前11時59分閉会)